

令和元年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和元年12月6日（金曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第24号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（16名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
4 番	林 晴 道	6 番	米 本 弥一郎
8 番	宮 内 保	9 番	高 木 寛
10 番	飯 嶋 正 利	11 番	宮 澤 芳 雄
12 番	伊 藤 保	13 番	島 田 和 雄
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（1名）

3 番 遠 藤 保 明

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子
環 境 課 長	木 内 正 樹	保険年金課長	在 田 浩 治
健康管理課長	遠 藤 茂 樹	社会福祉課長	仲 條 義 治
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 博 久	都市整備課長	加 瀬 宏 之
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	宮 負 亨
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	加 瀬 政 吉
生涯学習課長	八 木 幹 夫	体育振興課長	花 澤 義 広
監 査 委 員 事 務 局 長	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（向後悦世） 日程第 1、議案質疑。

議案質疑を行います。

議案第 1 号から議案第26号までの26議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4 番（林 晴道） おはようございます。

それでは、議案第 1 号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について質問をいたします。

まず、議案書21ページの 6 款 3 項 3 目、説明欄 1 にございます水産基盤整備事業924万 4,000円ですが、これは県が実施する漁港の機能保全事業の増に伴い、地元市が負担金を増額するというものでしたが、では、機能保全事業の内容についてお伺いをいたします。

次に、職員手当等の考え方に関して質問をいたします。

給与及び職員手当等の改正に対しては、人事院勧告の趣旨に基づきとの説明がありました。国は毎年、地方公務員の給与改定等に関する取り扱いを、人事委員会を置かない市町村に対しては、都道府県人事委員会の調査結果を参考とし、適切な対応を行うよう要請をしてくれています。

では、本市の人事委員会の所在と適切な対応となっているのか、その詳細を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、21ページの水産基盤整備事業、県の事業の内容についてお答えいたします。

事業の内容は、飯岡漁港の航路と停泊地の浚渫工事に係るものになります。具体的には、浚渫工事の面積が3,100平方メートル、浚渫箇所の土質調査86地点に係る費用になるものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えをいたします。

人事委員会の所在ということについて最初お答えをいたします。

人事委員会につきましては、都道府県と政令市については設置しなければならないというふうに決まっております。また、人口10万人以上の市につきましては、人事委員会または公平委員会を設置するとなっております。旭市につきましては、法律の中でその人事委員会を設置するというものはございません。したがって、旭市においては人事委員会を設置しておりません。

それと、勧告に基づいて適切な対応をとっているのかというのがご質問にございましたが、県の人事委員会の内容を踏まえまして、同じ改正を行っておりますので、適切な対応をとっていると考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、水産基盤整備事業について、この事業は定期的に行う事業であるのか、その継続性についてと、この事業の効果というのはどのようなことを見越しての事業であるのかを伺いたいと、そのように思います。

また、次に職員手当等の考え方に関して、今回の改正に対して、地域手当についてはその趣旨ではないのか伺いたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） まず1点目、定期的に行うものかということでございますが、はい、例年行っているものでございます。

それとあと、効果はどういうものかということで、飯岡漁港は、ご承知のとおり、砂浜に面しておりますので、漂砂によりまして航路に砂が堆積して、船の航行に支障が出るケース

が毎年発生することが予想されますので、そういったものを防止するために航路の浚渫を行っているということでございます。

それとあと泊地のほう。停泊地というのは、奥のほうに船を岸壁にとめるところがあるんですけども、そちらのほうも当然、砂のほうが漂砂によりまして堆積をいたしますので、例年、毎年のように浚渫を国の事業のほうで行っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 地域手当のご質問についてお答えをいたします。

旭市におきましては、国が定める地域手当の支給地域として認められておりません。ご案内でしようけれども、したがって、地域手当は旭市では支給をしておりません。今回の人事院勧告に基づいて給与が改定されれば、当然、地域手当のほうにはね返るものでございますが、そもそも旭市は地域手当を支給しておりませんので、その部分については当然反映されていないというところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、その職員手当の考えに関して最後にもう一点。

この間の補足説明、財政課長より説明がありました。人事院勧告の趣旨に基づくとは、再度、どのような内容のことなのかを伺い、終わりにしたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 先ほど、林議員の質問の中にもありましたが、本市は人事委員会がございませんので、千葉県人事委員会の調査結果を参考にしてということになっているため、趣旨に基づきとしましたが、改定内容につきましては、先ほど総務課長が申し上げたとおり、千葉県人事委員会勧告の給与改定、手当の改定額と同じであります。これをもって趣旨に基づきという言葉が適切かどうかということはありませんけれども、ほかに適当な言葉が見当たらないといったことから趣旨に基づきとさせていただいているところであります。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） おはようございます。

それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について伺います。

最初に19ページ、3款3項2目の児童扶養手当給付事業の317万2,000円についてでございます。

その具体的な内容と増となった理由についてお尋ねいたします。

次に20ページ、3款4項2目の生活保護扶助費2,878万2,000円についてです。

これについてもやはり、説明のときに医療扶助費と生活扶助費について2,878万2,000円の増となったという説明があったんですけれども、その具体的な内容と増になった理由をお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 片桐議員の児童扶養手当給付事業についての質疑について回答いたします。

初めに、本事業の具体的な内容について申し上げます。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の支援をすることを目的に、監護する児童の数や所得の額に応じて手当を支給するものでございます。

続きまして、今回増額になった理由について申し上げます。

当初予算編成時に見込んでいた児童扶養手当受給者の1件当たりの支給金額が、所得要件の変更に伴いまして、実際の手当支給額が実績見込みで増額される見込みとなったために、このたび補正により対応させていただくものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 20ページ、生活保護行政についてお答えいたします。

生活保護制度による生活保護扶助費の種類であります。生活扶助費、教育扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、介護扶助費、生業扶助費などがあります。ご質問の具体的な内容と増の理由でございますが、医療扶助費については、医療機関にかかった場合の費用で、生活扶助費については、衣食などの毎日の暮らしに必要な費用となります。高齢化等により被保護者の方が増加したことでこれらの費用が不足するため、補正をお願いするものです。

以上です。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、最初の児童扶養手当給付事業についてですけれども、予算編

成時の対象者数と今年度の見込み数についてお尋ねいたします。

それと、生活保護扶助費についてなんですけれども、これもやはり予算編成時の対象者数と見込み数についてお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、再質問の2点についてお答えいたします。

当初予算編成時の対象者数と今年度の実績見込みについてということでございますが、昨年度、児童扶養手当法の改正により、今年の11月分から受給者の利便性の向上のために、手当の支給回数が従来の3回から年6回に変更となりました。その影響により、今年度に限りまして、年間15か月分の支給を要するという特例措置がございましたので、予算当初時の対象人数につきましては、1件当たりの平均人数を回答させていただきます。

当初予算編成時の対象者として、月平均530人程度を見込み、事業費を算定いたしました。今年の4月からこれまでの実績を勘案いたしましたところ、年間延べ7,900人を実績として見込んでおります。また、3億2,904万4,000円を実績見込額としております。

以上です。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 予算編成時の対象者と今年度の見込み数ですが、初めに、医療扶助費の対象者ですが、当初、入院患者を19名、外来患者を297名、合わせて316名を予定しておりましたが、今年度の実績見込みとして、入院患者数を24名、外来患者数を324名、合わせて348名で、入院で5名、外来で27名、合わせて32名の増を見込んでいます。

次に、生活扶助費ですが、当初、333世帯、対象者数386名を予定しておりましたが、今年度の実績見込みとして、被保護者世帯で348世帯、被保護者数で410名、世帯数で15世帯、対象者数で24名の増加を見込んでいます。

以上です。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 生活保護扶助費についてなんですけれども、今の課長の説明ですと、生活保護扶助費の中の医療扶助費、32名の増で、2,372万4,000円という額になっているかと思うんですけれども、その点の詳しい説明をいただいて最後にしたいと思います。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） それでは、医療扶助費の積算の詳しい内容でございますけれども

も、令和元年4月から9月までの実績、10月から3月までの見込み、9月までの実績の月平均見込みで計算しました。令和元年4月から9月までの実績と10月から3月の見込みを合わせまして、月平均で計算させていただきました。

以上です。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についての19ページ、子ども医療費助成事業2,798万1,000円についてであります。具体的な内容と増えた理由についてお尋ねします。

そして20ページ。これは今、片桐議員が質問しましたが、生活保護扶助費です。結局、高齢者が増えたからというご説明がございました。そういう中で医療扶助費、前年と比べて一人当たりどのぐらい増えているのか。

それと、今、健康保険税がだんだん上がっているというのは、医療費がかかるということで、一般の患者にもジェネリック医薬品を勧めているわけです。そういう中で生活保護者に対する指導はどうなっているのかお尋ねします。

24ページの中学校大規模改造事業1億1,068万2,000円についてであります。これ、第一中学校、第二中学校、それから海上中学校の武道場の防災機能強化工事との補足説明でありましたが、どのように整備を行うのか、具体的な内容についてお尋ねします。

それから、27ページ、給与費明細書についてであります。次のページで職員の給与明細がありますが、今回の条例改正で期末手当の改正がありました。そういう中で、職員の予算が増額または給与分の減額等があり、予算を整理してます。人数的にも整理し、調整を行っていますが、27ページの議員分は整理されていません。現在の議員数は17名ですが、20名の予算計上では大幅な不用額が生じるものと考えますが、なぜ減額をしなかったのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） ただいまの高橋議員の子ども医療費助成事業についての質疑について回答いたします。

初めに、本事業の具体的な内容でございますが、子ども医療費助成事業は、18歳までの子どもの医療に要する費用を負担する保護者に対して、市民税の課税状況に応じて当該費用の

全部または一部を助成するものでございます。

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るための事業となっております。

続きまして、増額となった理由でございます。

中学３年生までの７月から１０月までの医療費のうち、延べ入院日数が対前年度比で２倍以上も増加しております。そのため、それも含め、当初予算より月額平均約１５０万円程度の増額となっております。今後も引き続き増額が見込まれるものとして考えております。

また、高校生につきましても、対象者を拡大して２年目となります。制度の周知徹底が図られてきているということから、当初予算より月額平均約８０万円程度の増額があります。遡及期間が２年間ということもありまして、今後も前年度分の申請、支払い分の増額が見込まれるものとなっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 一人当たりの年間の医療費扶助費は幾らか。補正前と補正後の比較でよろしいでしょうか。

補正前と補正後の一人当たりの医療扶助費ですが、医療扶助費予算額を単純に医療を受ける見込み人数で割り返しますと、補正前は年間で１人約１０１万７、０００円、補正後は１人約９９万１、０００円となります。一人当たり約２万６、０００円の減ですが、医療を受ける人の増の見込みにより補正が必要になったものでございます。

続きまして、ジェネリックの関係ですが、適切な医療を受けるため、医師の指導のもとにしておりますので、そのようにご理解をお願いします。

以上です。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 中学校大規模改造事業の具体的な事業の内容はということでございます。

第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事の事業概要についてご説明いたします。

まず、第一中学校武道場の主な事業内容ですが、内部については天井の改修工事、照明器具の交換工事を、外部については経年劣化した外壁のひび割れなど補修工事を予定しております。

第二中学校の武道場についても、天井の改修工事、照明器具の交換工事、スピーカーなどの落下防止対策を、外部については外壁のひび割れなどの補修工事、屋根周辺の雨漏り対策として防水工事を予定しております。

海上中学校の武道場についても、天井部の改修工事、照明器具の交換工事、外部についてはやはり外壁のひび割れの補修工事などを実施する予定であります。

いずれの各武道場の改修工事についても、天井や外壁などの非構造部材による耐震対策を実施することにより防災機能の強化を図るものであります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 27ページの給与費明細書をひもときながら、議員の報酬を減額していないのはなぜかということでございますが、おっしゃられるとおり、20人というそのままにしております。これにつきましては、補正として現在の人数に補正するという方法も当然考えられるわけではございます。しかし、確定したわけではないということで今回補正いたしませんでした。今後、可能性としては人数が増えることもあるということで、そのままの数字にしたところでございます。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再質問を行います。まず19ページの子ども医療費助成事業、これは入院が倍になったということは何か理由があるのかお尋ねをします。

それから、20ページの生活保護の関係です。ジェネリックのことはいいんですが、生活保護者はかなり医療費がかかるという話が出ております。そしてその原因は、生活保護者、何ていいますか、仕事がないから暇だから、よく病院へ行くということがあるんですが、そんな中で一般の方と比較して医療費どうなっているのかお尋ねします。

それから、24ページ、中学校の大規模改造事業でございますが、どこも天井を直しているということなんですね。それで、数年前に天井の崩落事故がかなりあった中で、旭市でも学校の天井を撤去しているところがございます。そんな中でこの天井の改修というのは、結局撤去しているのか、それともまた新しくやっているのかお尋ねします。

それから、27ページの給与明細の関係でございますが、これは確定しないという中で、また20人になるかもしれないと。今、そういうことであつたんですが、補欠選挙を見越した中で直さないということなんですか。その辺お尋ねします。選挙を見越した中で改正しなければ、どういうことなのか、それをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） ただいまの高橋議員の再質問についてお答えいたします。

先ほど、中学生以下の入院にかかる医療費が2倍以上ということでございますが、その中でも特に社会保険加入者の方でゼロ歳児の入院日数が7月から10月、平均で約260日、前年と比べると約3.5倍。前の年は延べ100日にも満たないのが、今年度に限って延べ260日と増えておりますので、それがそのまま見込まれるということで不足するというところでございます。

また高校生につきましても、定期的に10万円程度の申請が来る方もいますので、そういったのも見込んで今回補正ということでなっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） それでは、医療費について、一般の方と比較してどうなのでしょうかというご質問にお答えします。

一般の方の医療費と比較した資料はございませんが、生活保護者の半数以上が高齢の方の世帯でありますので、そうしますと、一般の世帯よりも高い医療費になると思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 天井を直すという工事を全市的にやっております。こちらにつきましては、東日本大震災の非構造部材の落下に伴う事故が多数発生したというところにおきまして、全国的に文部科学省のほうで調査をいたしましてリストアップをされたところでございます。その中で旭市でも、まずは体育館の天井材の改修、それと照明が振れて落ちるとかというものの振れ止めの工事、スピーカーの転落を防止するための転落防止の措置、そういうものとあと、老朽化に伴い外壁が崩れて落ちて被害が出るというところが非構造部材での事業になってきております。

その中で体育館の天井につきましては、技術基準に適合しない部分につきましては撤去してございます。今回の武道場につきましては、天井材につきまして一度撤去したものを、軽量なものに造り変えるということで計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議員の人数について、選挙を見越したのかというようなご質問がございました。決して選挙を見越して補正しなかったというわけではございません。あくまでも可能性ということで20人のままにしたということですので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目の質問です。

まずは24ページです。武道場ということですから体育館とは若干違うと思うんですが、体育館は崩落事故があった中で、例えば萬歳小学校も、せっかく体育館に屋根裏天井があるわけです。それが危険だからってとったわけなんです。そういう中で、危険を見越した中で、どういう基準で改修したり撤去したりするのか、その辺お尋ねします。

それから給与費明細書です。補欠があることを見越してということですが、この補欠というのはいつあるか分からないわけですよ。そうですね。あしたあるか、またないかもしれない。しかしながら、こういうのはやはりその時々によって、17なら17にしたっていいと思う。それで補欠があれば、また20に直してもいい。

予算を含めて、みんなそういう方式でやっているんじゃないかと思うんですが、いかがなものかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） どのような基準でというところでございました。

天井材につきましては、天井を吊る吊り金具の間隔、それとその吊り金具が垂直にできているか、垂直にできている吊り金具に対して振れ止めがとってあるかとか、そういうところとあと、天井材の単位面積当たりの重さが平米2キログラムを超えないものというふうな技術基準が震災以降にでき上がっております。ですからそれを基に現地調査を行って、適合していない部分につきましては撤去、改修どちらにするかというところを検討いたしまして、撤去するところは撤去、撤去しないでつけ替えにするというところにつきましてはつけ替えというような形を考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議員の報酬につきまして、その時々で補正を組めばいいのではないかとご質問でございます。

確かにそういった手法もあるというのを冒頭でも申し上げたところでございます。ただ、

人件費につきまして、何度も補正を出すのもいがかないということで今回は最小限ということとどめたところでございますが、今後の検討ということとどめさせていただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第2号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてお尋ねします。

これにつきましては、答弁しやすいように、説明しやすいように、何点かに分けてお伺いします。

まず1点目、これは働き方改革による同一労働、同一賃金に伴う条例制定なのか。

2点目は、対象者はフルタイム勤務で、1年契約者のみなのか。例えば半年の人は対象にならないのか。

それから3番目は、この対象者の人数。

それから4点目は、給料は臨時職員給料などと比較して、改正後はどのようになるのか。

5点目は、期末手当等の支給率について。

6点目は、給与——全て含んだもの、これは今年と比較してどのように増えるのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 項目が6点ございましたので、漏れていたらまたご指摘をいただければと思います。

まず1点目の働き方改革に伴う同一労働、同一賃金かというご質問でございます。

はい、確かにそういった意味合いがないというわけではございません。

それと、2番目の対象者数はフルだけかということですが、フルタイムだけではございません。パートタイムの人間についても会計年度任用職員になります。それはお金の支払い方

の違いということに反映されてきます。

3番目に、対象者数と人数ということでございました。これにつきましてはまだ、新年度の予算編成に向けて人数を今精査しているところでございますので、はっきりと人数を今把握しているわけではございません。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 概略で言いますと、今現在というか、夏ぐらいの時点で、フルタイムで働いている臨時職員が106人おりました。ただ、これが全部、会計年度任用職員のフルタイムに移るということが決まっているわけではございませんので、はっきりした人数は今申し上げられないところでございます。

それと4番目に、給料等について臨時と比べてどうかということでございますが、金額につきましては、現在もらっている額を下回らないということで、同程度ということで設定するように予定しているところでございます。ただ、会計年度任用職員になりますと、5番のほうの質問になりますけれども、期末手当を支給することになりますので、期末手当の分は上昇いたします。

ご質問の5番目の期末手当の率なんですけれども、まだはっきりと決めているわけではございません。これから詰めていくということで予定をしております。

最後の6番目として、給与、今年と比較してどうかということですが、すみません、期末手当の分が明らかに増えるということで、今、人数もはっきりしていない中ですので数字について申し上げられる状況ではございませんので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、フルタイム、現在106人ということでございますが、29年度でもフルタイムが192人もいるんですよ。それが何でそんなに減っちゃうのか。

それと同時に、任用職員という制度になっても、給与はそんなに増えないということなんですか。

それからもう一点は、フルタイム、パートも対象だということでございますが、そのはっきりした基準はどうなっているのか。例えば半年フルタイムもいます。1年フルタイムもいます。そうすると、今度、1年の中でも週3日くらいの人もあるわけですね。それはこの条例の中ではどうなるのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 三つご質問がありました。

私、先ほど106人と言った数字に対して、以前の数字として192人という数字があったと。なぜ減ったかということでございました。すみません。手元に分析しているものを持ち合わせておりませんので、今はっきりと申し上げられません。申し訳ありません。

二つ目の項目として、給与は増えないのかというご質問がございました。

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、期末手当の分については確実に増えます。

それと、三つ目のパートタイムも対象になる中で、その基準というご質問がございました。フルタイムとパートタイムの違いにつきましては、フルタイムは我々正規職員と同じように、1週間の勤務が同じ状態になっているものを。1週間で38時間45分、我々の勤務と同じものをフルタイムと呼んでおりまして、パートタイムはそれよりも少ないもの、これをパートタイムと呼んでおりますので、雇用する期間ということではなくて、1週間の勤務時間によってフルタイムかパートタイムか分かれるという形になっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） フルタイムとパートタイム、先ほどの答弁と一緒にだった。フルタイムというのは俗に週5日。パートタイムというのは隔日働くとか。私はそう思うんです。そういう中で、1年フルタイムで働く人も、半年みっちりフルもいるんですよね。そういう基準の中でどうなるのか。

それと、この条例作った中で、当然のこととして、もう予算の編成時期ですから、来年はどのぐらい、この条例作ったことによって人件費増えるのか。当然、試算はしてあると思うんですが、そういう中で、ざっくりの数字でもいいですからお答えいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ご質問、2点ございました。

期間が半年でもフルタイムになるのかということでございましたが、フルタイムかパートタイムかというのはあくまで1週間の勤務時間がどうなっているかということで判断いたしますので、週5日ということであればフルタイムということで、それが三月であろうと半年であろうと、フルタイムという形になってまいります。

もう一つ、予算の時期なので、金額がざっくりと出ているのではないかというご質問でご

ございますが、申し訳ありません。計算を今やっている段階でございますので、今現在はお答えすることができません。ご容赦いただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質問をいたします。

ここでは人事院勧告に関して伺いたいと思いますが、先ほど第1号の補正予算でも伺ったその続きというような意味合いでお話を聞かせてもらいたいと質問をいたします。

人事院勧告の所在は旭市に今現在設置していないということと、適切な対応をとっているということではありますが、その人事院勧告に関して、令和元年8月7日に勧告がされております。同じく総裁談話も公表されました。国家公務員一般職約27万7,000人のうち、労働基本権が制約されている非現業公務員のために、社会一般の情勢に適した水準の確保を目的に、国会及び内閣に対して行うものであります。

それでは、今回の人事院勧告と総裁の談話の内容について伺いたいと、そのように思います。

また、そもそもなぜ人事院勧告に従って給与表を改正するのか伺います。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(伊藤憲治) お答えをいたします。

幾つか質問がございました。人事院勧告の内容ということでございましたが、すみません、人事院の勧告について、今手元に持っておりませんでした。ただ、千葉県の人事委員会勧告、同じでございましたので、旭市は千葉県の人事委員会勧告の内容を踏まえて改正しておりますので、千葉県人事委員会勧告の内容で答弁に代えさせていただければと思います。

ポイントにつきましては三つございました。三つは、まず民間給与との格差を埋めるということで、給料表の引き上げが一つ。二つ目は期末勤勉手当の引き上げということで、0.05月分引き上げると。それと3点目としては住居手当の支給額を引き上げるということ、この3点が勧告の内容、ポイントでございます。これに基づいて旭市も同じような内容の改正を

行ったというところでございます。

さらに、総裁談話ということのご質問ございました。これも大変申し訳ございません。手元にありませんで、うろ覚えでも覚えておりません。申し訳ありませんが、答弁できないことをお許しいただければと思います。

それと、なぜ改正するのかというのがございました。予算の議案質疑のときにもございましたが、国からの通達の中で、人事委員会設置してない市町村につきましては、都道府県の人事委員会の勧告をそのまま尊重して改正するよという要請がございます。その要請に基づいて、旭市として改正をしたものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 議案の補足説明のとき、たびたび人事院勧告の通達に基づいてという言葉があつたにもかかわらず、なかなか中身が分かっていない。総裁談話すら全く把握……。多分読んでないんだと思います、皆さん。そういうような状況であります。

それから、給与表を改正するという。形式的には、一義的には、今おっしゃったことでいいとは思いますが、法の趣旨は、自治体の場合、地域、民間事業従事者の事情を考慮せよと言っていると僕は理解します。人事院と県人事委員会は共同で毎年、職種別民間給与実態調査を実施しておりますが、本市では、地域の民間事業者の給与を調べたのか。調べていない場合は、なぜ民間準拠と言えるのか伺います。

また、人事委員会の給与実態調査の対象事業所は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上ということになっておりますが、市内のどの事業所が該当し、どのくらいあるのか伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） ご質問ありがとうございます。反省しなければならない点が多々あるのかなと今思っております。

人事院の総裁談話が今手元に届きましたが、すみません、時間がなくて趣旨を申し上げられるところがなかった。読んだつもりではありますけれども、覚えておりません。そこはおわびを申し上げたいと思います。

それで、なぜ民間準拠と言えるのかというご質問がまずございました。

先ほども言いましたように、人事委員会を旭市は設置しておりませんので、県の人事委員

会の勧告に準拠して改正しているところでございます。その県の人事委員会、あるいはもっと上の国の人事院勧告、これらが民間の賃金水準に準拠しているということで、それにならったということが民間の給与水準を踏まえてやったというふうに理解しております。

後段のほうのご質問で、じゃ旭市の事業所、50人以上の事業所だったり従業員が50人以上の事業所がどれだけあるのか把握しているかということですが、これも恥ずかしながら把握しておりません。なぜ把握してないのかということになってまいりますでしょうが、事業体がどこかというのは把握できたとしても、その給与がどうなっているかということについて比べることがなかなか現実の問題として難しいので、事業所がどこかということについても把握していないということでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 民間のほうに準拠させるということは、今のところでは口先だけですね。全く適切な対応をとっているという形にはならないですよ。今課長がご答弁いただいたのはご自身の理屈で、実際には本市の実情を把握してもらいたいと、そういうところであります。

それでは、全く民間に合わせる気がないということなのかを最後にお伺いさせていただきたい。

僕は、地域の特性に合わせることが地方公務員法における均衡の原則に沿っているのではないかと。これ、本当に考えています。そのために本市の実態を把握しておく必要があると思いますし、ボーナスの実態はアンケートでも調べられるのかなと、そのように考えます。

市長または本市の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） おわびするしかありません。なかなか議員のおっしゃることができてないという部分はございます。

地域の特性を踏まえるということは当然あったほうが望ましいというのは私も思っております。ただ、6万数千人の旭市の人口の中で、事業所を調べて、そこまでやるかという、そのコストといいますか、そういったものを踏まえた中では、現実としては難しいのかなと思っております。

そういったことがあるために国も、15万人未満の市町村については独自で人事委員会を作

るのではなくて、都道府県の人事委員会の勧告を活用してということで要請しているというふうに理解をしております。

市内の事業所について、せめてボーナス等についてもアンケートでも行ってはどうかというご質問がございました。これもなかなか、どの程度ご協力いただけるのかというのは難しいかなと思っておりますし、民間事業所につきまして、市の中で標本の数としまして少ないという状況もありますので、年度によってかなりばらつきが出てしまうのではないかという危惧も考えられるところでございます。

今、手元に数字が届いてきましたけれども、市内の事業所、50人から99人は38、100人以上が14ということで今届きました。全体で50人以上のところは52事業所あります。52あればある程度の数字になるという考え方もあろうかと思いますが、なかなか実際のところはそこを調査してというのは難しいということでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第12号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例改正による影響額についてお尋ねします。

また、販売額に乗じて算出する部分の使用料がありますが、これについてはどのように確認するのか。また、現在どのようにしているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、今回の条例改正による影響額ということでございますけれども、現在の徴収の実績とほぼ同じくなるような料金設定をしております。

それと販売額の把握ですけれども、これは出店者の申告によるものとしています。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これはそれ以外ないと思うんです。駐車場の前辺りに空き地ありますね。あそこで販売している人はレジ通しませんので、これはあくまでも自主申告なんですよ。それなら全て利用面積に対してやったほうがむしろ公平じゃないかと私は思うんですが、そういう中でなぜ販売額という文言を入れた中で販売額の率を算出するようにしたのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 面積だけで、いわゆる占用料のような形だけとればよろしいんじゃないかというご意見だとは思いますが、現在、道の駅内で営業しておりますテナントについても、一定額の使用料プラス販売額の5%ということでいただいております。それに準じた形で設定したものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 道の駅の内部は、完全に販売額が把握できるわけですよ。外の場合は全然ないでしょう。ですから、本来ならそれ分けてやっても私は当然だと思うんですよ。じゃ、これが例えば販売額がたくさんあって、今度は5%という中でやったら、逆に不公平になっちゃうんじゃないかと思うんですが。その辺お尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 販売額の把握が難しいという部分はあるのかもしれませんが、あくまでも出店者との信頼関係においてそれは申告していただいておりますので。

それと、販売額が多い方は不利になるんじゃないかということですが、販売額が多いということは、それだけ利益もあったということであると思いますので、その辺のところはご理解いただければと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第20号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定についてであります。現在のこの基金の残高と廃止した後の基金をどのようにするのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それではお答えいたします。

現在の基金の残高でございますが、平成30年度末、5,454万9,778円となっております。

なお、この条例を廃止後の取り扱いでございますが、新たな公営企業会計へ引継ぐこととしております。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、その公営企業会計、どこの項目になるのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） お尋ねの新たな公営企業会計の科目はどこになるのかということでございますが、具体的には、企業会計の流動資産、このうちの現金を想定しております。

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 失礼いたしました。

新たな企業会計の想定科目につきましては、流動資産の現金を想定しております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第21号、飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。飯岡歴史民俗資料館に収納されている資料、文化財については、改修後の干潟支所へ収蔵するとの補足説明でありましたが、現在、飯岡歴史民俗資料館にはどのような資料、文化財が収納されているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、飯岡歴史民俗資料館に収蔵している資料ということでのご質問ですが、こちらの資料につきましては、漁具や農具などの民具、化石や縄文土器などの埋蔵文化財、古文書類、飯岡町史などの図書類が収蔵されております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、今の飯岡歴史民俗資料館は面積どのぐらいあるんですか。そういう中で、今度、干潟にはどのぐらいのスペースを確保するようになるのか。そんな中で全て保管できるのかをお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それではまず、今の歴史民俗資料館、こちらの面積でございますが、建物の面積は約200平米でございます。ただ、こちらは収蔵庫とか玄関とか事務所全部の面積でして、全てにおいて収蔵しているわけではございません。

移転先の干潟支所、こちら3階のスペース、南側に面しております部屋全てを収蔵庫として考えております。ただし、これにつきましては、歴史民俗資料館の資料だけではなくて、市内5か所ほどに文化財とか点在しておりますので、それらを全てそちらのほうに収蔵する予定でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 飯岡歴史民俗資料館の資料は全て干潟へ保管できるということでございますが、そんな中で、条例を廃止した後の施設の活用方法についてお尋ねをします。

また、施設本体の老朽化が著しいとの補足説明であったわけですが、この建物を解体するのか、またその解体の時期について併せてお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） まず建物のほうでございますが、老朽化とかもございまして、解体の方向で進めたいと考えております。

あと、解体後の跡地利用ということでございますが、もともといいおかユートピアセンターは社会教育施設として皆さんにご利用いただいております。そのほかにも、旭市飯岡しおさいマラソン大会など、市の大きなイベントでも拠点施設となっておりますので、そこら辺を踏まえまして、施設の駐車場として利用を考えているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第22号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期目標を定めることについて質問をいたします。

今回、中期目標の内容と表記に関しまして伺いたいと、そのように思いますが、この議案につきましては、定例会開会前の11月26日、この案件の説明のために議会全員協議会が開催されました。そのとき、条文に新たに加わった片仮名表記の意味が全く分からないし、議案の条文としては適さないのではないかと質問をしました。その答えに担当課長からは、次のステージが中期計画の策定時なんではないかと、注釈をつけるとの回答のみで打ち切られました。そのため、ここで質問を行います。

これは地方自治法第25条第2項に示され、今回の第2期中期目標では新たな目標が追加されておりました。

では、第1期中期目標から削除されたものとその具体的な理由、また新たに追加された目標が片仮名表記、いわゆる横文字での記載が多用されており、これまで6年間審議してきた前議案と比較して大変分かりづらく、違和感を感じる点に関して、加えまして、議決のとき

は調べないと意味の分からない条文のみで、議会の承認後、次のステージは注釈をつけるようですが、なぜそのような差別をしたのかお伺いをいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今回の第2期中期目標において新たに加えた項目と削除した項目ということですが、加えた項目は二つございます。一つには、Q I 分析等による医療の質の向上ということでございます。それともう一点は、計画的な設備投資という文言でございます。

削除したものにつきましては、現中期目標では第5までありまして、第5、その他業務運営に関する重要事項ということのほかには溶け込めましたので、これは削ってございます。

それと、非常に片仮名表記が多くて分かりにくいという点ですが、この中期目標につきましては、市が病院に指示する事項でございます。したがって、医療用語ですとかあるいは専門的な経営用語ですとか、そういったものも入ってきております。確かに分かりにくいかなとも私も感じます。本来であれば、議案上程をするときに、別添で注釈のようなものをつけるべきであったと思います。ただ、今回は、全員協議会で説明した時点でもう議案が上程というか、皆さんに配付されてしまっている日でしたのでちょっと間に合いませんでしたが、今後、議員ご指摘のように、中期計画には注釈を前回もつけております。第3期の中期目標を出すときには、それらのことも注意深く臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 分かりました。ぜひそのようにお願いしたいなと思います。僕も、重要な議決ですから、調べました。事務局の職員にも聞いたら、大量な資料をとってもらいながら勉強させてもらいました。このことで医師、歯科医師、薬剤師、それから看護師、皆さんすばらしいなと。本当に尊敬をするなというような感じのことがよく分かりました。

しかし、上程されていますので、ここで何点か確認をさせてください。

僕も委員会所属が違うので、注釈が間に合うようであれば、後でいただきたいと思いますが、この議案質疑は、同じように片仮名言葉を使わざるを得ませんので、不本意ではありますが、同じような言葉を今回だけ使い、再質問を行います。

まず、議案書2ページの1の（1）にあるインフォームド・コンセントですが、以前は、十分な説明に基づくこととしてアカウントビリティであったと思います。しかし、この議案

は新たにインフォームド・コンセントと表記され、これを徹底すると強い条文でありますので確認いたしますが、この捉え方として、インフォームド・リフューザルの権利は含まれているとの解釈でよいのか。

加えて、インフォームド・コンセントの徹底には、パターンナリズムに対して有効であるための記載であるのかお尋ねします。

次に、3 ページの（９）、ＱＩ分析等による医療の質の向上ですが、ここではＱＩについて確認します。

クオリティ・インディケーターの示すリスク補正について、ドナベディアンの医療の質のストラクチャー、それからプロセス、最後にアウトカムの三つの側面を捉えるＱＩで合っているのか。前回の説明や補足では全く分からず、少ない時間で多少勉強しましたので、確認のためにお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、インフォームド・コンセントの例ですけれども、リフューザルが含まれているかどうかということですが、これは含まれております。その中でのインフォームド・コンセント、これに対する訳語というのが非常に、私も調べましたら、難しいそうですけれども、日本語では、十分な説明とそれからその承諾だったかどうか、そういったことでリフューザルは含まれていると思います。

パターンナリズムに関しましては、すみません、不勉強で分かりません。

ＱＩのほうのリスク補正、ストラクチャーやプロセス、アウトカムということですが、このクオリティ・インディケーターに関しましては、そのストラクチャー、プロセス、アウトカムといったものをリスク補正を行って、例えばＱＩの例示ですけれども、入院や外来患者の満足度ですとか、紹介・逆紹介率、あとはベッドからの転倒・転落発生率ですとか、脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率ですとかさまざまな項目について、それらのリスク補正や議員おっしゃったようなプロセスを得て数値化して、それで評価するという過程だと理解しております。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○４番（林 晴道） それでは、議案第25号、専決処分の承認について質問をいたします。

まず、議案書 9 ページの 4 款 2 項 1 目、説明欄 1、災害廃棄物処理事業 5,788 万 8,000 円ですが、災害により発生した廃棄物のうち、破損した住居家屋や公共建物、それに道路等の解体に伴って発生する一般廃棄物は、発生元の自治体が処理すべき廃棄物であります。また、避難所から出る生活ごみも災害廃棄物として自治体で処理しなければなりません。それでは、その処理を焼却や埋め立て処分した以外で外部委託とした廃棄物の種類ごとに入札方法、単価、処分方法、それから仮設置き場の管理委託業務に対する総額を伺います。

次に、議案書 10 ページの 6 款 1 項 3 目、説明欄 1、農業被害対策支援事業 3 億 8,679 万 8,000 円ですが、これは台風被害を受けたビニールハウス等の農業施設の再建・修繕に要する費用とのことですが、この具体的な内容についてお伺いをいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） では、まず初めに、災害廃棄物の処分方法及び単価についてご回答いたします。

災害廃棄物の処分方法については、県から基本的な処理の考え方が示されており、できる限り資源化を心がけ、業者に処理を委託しております。

具体的には、木材は建材用または燃料用の木材チップに、コンクリートがらは建築資材の再生砕石に、倒木及び枝木類は燃料用または農業資材用の木材チップに、また量については固形燃料に加工され、再生利用されます。

なお、金属類については売却をしております。

また、金属が含まれた断熱材等の混合廃棄物は、破碎、埋め立て処分をしております。瓦やガラス等の再生利用できない廃棄物は、県の指導のもと、市の最終処分場へ埋め立て処分をしております。

では、単価についてご回答いたします。こちらのほうは消費税抜きでございます。

混合廃棄物については、1立米当たり2万5,000円であります。木材については、1キログラム当たり20円でございます。コンクリートのがら、ブロックについては、1トン当たり1,800円でございます。倒木、枝木類については、1キロ当たり20円でございますが、これは収集・運搬費を含んでございます。畳については、1キログラム当たり60円でございます。

またもう一つ、仮設の運営状況ということで、災害対策協力会の金額のほうですけれども、現在、仮置き場は開設中でございますので、数字については集計中でございます。ですので今申し上げることはできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、10ページの農業災害対策支援事業につきまして、具体的な内容をご説明申し上げます。

まず、19節の農業災害対策支援事業補助金3億8,500万円、こちらが被災された農業者のほうの再建に係る支援として国、県、市の補助金になります。その補助金の内訳につきましては、国が10分の3、1億6,500万円、県が10分の2の1億1,000万円、市が10分の2の1億1,000万円で査定をしたところでございます。補助割合につきましては、この時点ではまだ、国のほうから今年度の台風の支援内容が示されておりましたので、昨年、平成30年の台風24号の支援内容に準じまして補助率のほうを想定いたしまして予算のほうを計上したところでございます。

積算の根拠は、9月末時点の農業施設の被害額15億7,420万円を基にしまして事業費のほう、事業対象となる施設、または事業の実施割合の見込みを出しまして算定したところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） では、再度質問しますけれども、災害廃棄物の処理事業、僕も廃棄物については長く調査研究をしている1人ではありますが、本市の単価は、他市と比較して、非常

に高い種類がございます。それに、深刻なのは、処分方法の一つで、今の法律に適さないと思うことがありますが、契約に際し、環境省の確認をとっているのか。それから、仮置き場の管理委託の単価は、東総広域事業体の銚子市や匝瑳市と組んでおりますので、広域事業体と比較して妥当であるのか。また、近隣の成田市だとか香取市と比較ができていようであれば、その辺も伺いたいと、そのように思います。

次に、農業対策支援の事業ですが、現在受け付けを行っている施設の内容とその件数。また、農業者が困っているとよくお話を聞いております被災した農業用ビニールの処理費用はこれの中に入っているのか、それはどうなっているのかを伺いたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えいたします。

第1点目、環境省の確認ということでございますけれども、契約ごとに1点ずつ、環境省のほうには確認をしております。これから災害の査定がございますので、その際に環境省のほうからご意見とかがあると思います。

また、近隣の単価でございますけれども、ちょっとこちらのほうでいろいろ近隣を調査いたしましたけれども、所によってはそういう単価を出せないというところがございます、うちのほうで把握している中では、旭市が必ずしも高い単価にはなっておりませんでした。

また、農業用ビニールにつきましては、今後対応いたしますので、こちらの予算の中に盛り込んでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、現在受け付けている施設の内容、件数についてお答え申し上げます。

施設につきましては、ビニールハウス、鉄骨ハウス、あとマッシュルーム菌舎、畜産の豚舎等になります。そちらの511の経営体から現在要望が上がっているところでございます。先ほど申しあげましたハウス等の施設の件数は、現在のところ1,495棟の相談を受けているところでございます。具体的な数字につきましては、今といいますか、11月26日から農業者との個別面談を行いながら申請に向けた手続きを行っておりますので、正確な数字というのは、

年が明けて1月終わりくらいにならないと出ないような見込みになっております。現在お答えできるのは、施設のほうの内容としまして今申し上げたような程度になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 農業関係分かりました。

最後に、災害廃棄物のほうの大規模災害で発生した災害ごみの処理について。

各自治体が作成する計画に災害廃棄物処理計画というのがありまして、その計画は、自治体が災害ごみの仮置き場を決めて、ごみの収集・運搬方法を盛り込むものとなっています。本市では、次年度から計画の策定を予定していると聞きますが、ぜひコンサルだとか専門家の意見を取り入れてもらう必要があるのかなと今の話を聞いていても強く感じました。また、ぜひ市の検討委員会も設置してもらえたらいいなと思いますし、今のところ市長には、あまり僕、そういうところに入れていただけませんが、今の僕はお勧めですので、ぜひよろしくお願いしたいなと、そのように思います。

そのことは今定例会の一般質問で確認をいたしますので、ここでは、旭市災害廃棄物処理計画を来年に控え、今、僕の手元には、災害廃棄物の種類別の近隣の単価だとか処理方法の資料を取り寄せてありますので、それを踏まえて先ほども確認しまして、今、再度確認しますが、現在、非常に曖昧な処理方法となっていると思いますけれども、そのような認識があるのか、本市の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） 処理方法については、いろいろ県と情報交換をしましてやっておりますので、一概に曖昧ということとは思ってはございません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第25号、専決処分の承認について、9ページのコミュニティ育成事業451万6,000円について、各地区の集会所などの施設修繕費を助成するとの補足説明でしたが、対象の施設、それから事業費、それに対する助成の率、金額などの具体的な内容についてお尋ねをします。

同じく9ページの災害救助費の修繕費8,997万5,000円についてであります。この具体的な内容についてお尋ねをします。

それから11ページ、被災住宅修繕費支援事業1億3,692万円についてであります、この具体的な内容と対象の世帯、おのおのの金額についてお尋ねをします。

それから14ページ、商工観光施設災害復旧費831万円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 市民生活課からは、9ページ、コミュニティ育成事業についてお答えいたします。

台風15号の被害を受けた地区集会施設の修繕費の一部を補助するものですが、まず事業費ですけれども、積算のほうは、各地区から相談のあった市内11施設分を計上しております。この計上するに当たって、既に見積もり書が出ていたところについては、事業費がはっきり見積もり額で上がっておりますが、それ以外については、事業費、1件当たり60万円ということで積算させていただきました。概算です。

それから、補助の率ですけれども、旭市コミュニティ育成事業補助金交付要綱に基づき補助するものですが、補助率は対象経費の2分の1以内としております。ただし、今回、災害保険等の保障を受けられる場合は、経費から保障にかかる額を控除するものとしておりますので、それを控除した残りの分の2分の1ということになります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 私からは、9ページの災害救助費の修繕料についてと、11ページの被災住宅修繕支援事業についての2点についてお答え申し上げます。

初めに9ページ、災害救助費の修繕料についてお答え申し上げます。

修繕料につきましては、台風15号の被害に対し、旭市に災害救助法が適用されたことにより、救助項目の一つとして住宅の応急修理にかかる費用を計上したものでございます。

なお、住宅の応急修理につきましては、従来、半壊の住宅が対象となっていたところですが、今回の台風15号においては一部損壊の住宅被害が多数あったことから、一部損壊に対しても応急修理の対象となったものでございます。

応急修理は、日常生活に必要な最小限度の部分を修理するもので、修繕費用の限度額は、半壊で59万5,000円、一部損壊で30万円となっており、市が直接、修繕業者へ修理を依頼し、支払いまでするものとなっております。

予算額の修繕料8,997万5,000円の内訳ですが、半壊59万5,000円を5件見込みまして297万5,000円、一部損壊を30万円で290件見込みまして8,700万円、合計8,997万5,000円という金額を計上しております。

続きまして、被災住宅修繕支援事業についてお答え申し上げます。

今回の台風被害を受けた住宅のうち一部損壊と判定された住宅への支援制度としまして、災害救助法の先ほど説明しました応急修理に該当しないもので、屋根や壁などの修繕に要した工事費の20%を補助するため、補助金1億3,692万円を計上したものでございます。応急修理と同様に、一部損壊の被害が多かったことから、国が社会資本整備総合交付金の住宅・建築物耐震改修等補助金制度の中に新たに追加した補助制度となります。

対象件数の見込みは、旭市の一部損壊の判定件数が予算編成時点で1,811件、このうち屋根等に災害があった住宅の件数が1,396件、その70%の978件を見込んでおります。

予算額の1億3,692万円の算定根拠ですが、先ほどご説明しました978件に70万円、これが想定修繕料となります。1件当たり70万円を乗じまして、これの給付率20%を乗じたものとなります。

以上です。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから14ページの商工観光施設災害復旧費の内容についてご説明いたします。これは台風15号によりまして被災しました観光施設の復旧工事費でございます。

この中で主なものとして、飯岡海岸線で倒壊しました観光街路灯16基でございます。これが671万円でございます。そのほかに、長熊釣堀センターの桜の倒木、それから同スポーツ公園内の野球場のベンチの屋根の破損等々で92万1,000円でございます。こちらが主なものでございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、まずコミュニティ育成事業です。

これは内容分かりましたが、ただ、補助金というのは、普通は事前着工は認められないでしょう。そういう中でこれらについてはどのような対応するのか。家が壊れたとか何とか、直さないわけにもいかないから、みんな直しちゃうわけです。こういう補助金なんかって後ですよね。普通は事前着工は認められない中でどうするのか。

それから、都市整備課の災害救助費の関係。これ先ほど、直接業者へという説明がありま

したが、それはどうなるのか。普通は事前着工認められない中で、だいたい家の補修はもうやりますよね、早く。補助金出てからというのは普通ないわけなんです、そういう中で事前着工についてはどうするのか。

それからあとは、14ページ、飯岡の海岸の街路灯16基600万円、これが一番大きいわけなんです、そうしますと約40万円かかるわけです。ちなみに、同じ明るさの街路灯設置するとなったら、どのぐらいかかるのか。また、幾ら立派な街路灯をつけても、歩く人、車で入る人、見てないと思うんです。そんな中でなぜそんな立派な街路灯を造る必要があるのか。もしそうであれば、普通の街路灯つけて、今、例えば銚子電鉄なんかで命名権なんてやっているわけです。ですから、普通の街路灯をつけて、そこに各商店で看板でもやってもらったほうがいいと思うんですよ。それと同時に、今、街路灯もいろいろありまして、香取市では痴漢対策ということで青い街路灯つけているんです。特に飯岡の海岸なんかではたまに痴漢が出るということですから、痴漢防止のためにもそういう街路灯がいいじゃないかと思うんですが。そういう中でご答弁いただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 9ページのコミュニティ育成事業の再質問にお答えいたします。

今回計上は11件と申し上げましたが、相談のほうは13施設の被害の相談がございました。緊急を要してすぐに直さなければならぬところにつきましては、当初予算にて2施設執行いたしました。そのほかの地区については、この補正予算の専決をもちまして、それ以降の着工ということで対応しております。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） ご質問の事前着工、これについてお答え申し上げます。

最初の災害救助費のほうですが、これは事前着工が認められておりません。それで、もう一つのほうですが、11ページの被災住宅修繕支援事業のほうは、県、国から通達がございまして、事前着工も認めるというようになっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

まず、今回、単価が高い、40万円ほどかかるということでございました。今回の修理は倒壊しましたポール。ポールの先が少し折れました。これを交換します。これは耐塩性のポー

ルでございます。それから、LEDランプに交換をいたします。それと、灯具の交換いたします。これを割り返しますと、だいたい40万円ぐらいということでございました。

すみません、同じ明るさのものでほかのものというのは、すみません、資料ございません。今回交換するものは56ワット相当。水銀灯ですと200ワット相当のものをつける予定でございます。

それと、海岸であれば立派なものは必要ないじゃないかということでございました。こちらの観光街路灯は、旧飯岡町時代に通年型の観光地として定着を図るため、景勝地に魅力的なアクセントとなるよう設置したものでございます。合併後もそれを引き継いでおります。そして海岸の景観形成を図っているところでございます。

それとあと、企業の看板、商店の看板等をつけたらどうかというご質問ございました。ご案内のとおり、あそこは非常に風が強いところでございます。今回も風の影響で16基倒れました。今交換している灯具も、風の影響ないようなものをつけております。看板は多分、だいぶ風の影響があるんじゃないかということで考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 新規でなく、ただ改修だけでも1基当たり40万円。普通だったらちょっと考えられない金額ですよ。

それと同時に、景観ということでございますが、それをつけたことによってどれだけメリットがあるのか。あくまでも街灯なんです。危険防止を含めた。ですから、先ほど私言いましたように、今いろんな問題が起きてる中で、なるべくそういう問題が、痴漢でも何でも発生しないようにつけるのが街灯じゃないかと思うんです。そういう中でどういうふう考えているのかお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再々質問についてお答えいたします。

まず、今の観光街路灯は、たしか40メートルほどの間隔で立てております。だいぶ照度も、今の照度は明るいと思います。防犯上では大変役立っているんじゃないかと考えております。

確かに高いというご指摘がございました。このLED自体がちょっと今高いところではあります。徐々に安くなっております。なるべく安い金額で、また景観を損なわないような

ものを設置したいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第24号直接審議（先議）

○議長（向後悦世） おはかりいたします。議案第24号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議をいたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第24号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

◎日程第２ 常任委員会議案付託

○議長（向後悦世） 日程第２、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第23号と議案第25号、議案第26号の25議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表の１、議案の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３ 常任委員会陳情付託

○議長（向後悦世） 日程第３、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第５号の１件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第５号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表の２、陳情の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は10日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 零時 ６分